

議案第 3 号

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成 1 4 年杉並区条例第 5
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（8） 地方税共同機構

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方税共同機構を職員を派遣することができる団体とする必要がある。

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例新旧
対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 地方税共同機構</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2及び3 略</p>